

平成20年度第2回愛知県障害者雇用審議会議事録（要約）

- 1 日 時 平成21年3月17日（火）
午後2時から午後3時40分まで
- 2 場 所 愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室
- 3 出席者
< 審議会委員 >
浅井昇、阿知波勝巳、松井和彦、青木恭美、松田照美、三宅章介、外園義雄、永田さよ子、三浦美智子、各委員
< 県側 >
志治孝利産業労働部労政担当局長、中野秀秋産業労働部次長、上田能徳就業推進監、磯村多摩夫同部労政担当局就業促進課長、山戸博志同課主幹、同課職員3名
- 4 議事
(1) 議題
平成21年度愛知県の障害者就業施策について
(2) 報告
「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正等について
- 5 議事等経過
(1) 議事録署名者指名
愛知県障害者雇用審議会運営要領第4条第3項により会長が松井委員を指名
(2) 事務局から、議題「平成21年度愛知県の障害者就業施策について」資料1により説明し、審議に入った。

[主な意見]

- (会 長) 障害者の解雇が増えているが、辞めさせられた、とか障害者を優先的に解雇していることはないか。
- (事務局) 景気の悪化により、企業の経営的になりたたないということで、やむを得なく事業の縮小や廃業などが理由であり、障害者だから解雇ということはないとみております。
- (委 員) 愛知県の障害者雇用率は、全体的に全国平均を下回っている。民間企業は全国平均に近く健闘している。一方、地方自治体の雇用率については、全国平均を上回っているのが1/3以下という状況である。
- 今年の春闘において、傘下の組合から各市町村長に障害者雇用率が全国平均を下回っている市町村長に対しては、全国平均を上回るように要求している。市町村長は、障害者雇用率でなく、不足数が0人ならいいという対応になっているのではないかと。県は各自治体に対して、こうした情報とか啓発・啓蒙にどのように取り組んでいるのか。
- (事務局) 県事務所の産業労働課が主催する雇用対策会議に、市町村に対して、障害者雇用多数企業等への公的機関からの優先発注制度の導入とともに障害者雇用の促進を働きかけて

おります。

(委員) 障害者に対する多様な職業訓練について、委託先などを確認したい。

(事務局) 例えば、基礎訓練科(基礎知識)を豊橋市で実施しており、委託先としては、民間企業やNPO法人などに委託しております。

(会長) 委託訓練の訓練生の公募は、どのようにしているのか。

(事務局) ハローワークを通じて訓練生を募集していますので、ハローワークに募集案内を置いているほか、市町村役所(役場)にも募集案内を配布しています。また、県のホームページにも掲載しています。

委託訓練については、冊子「障害者の雇用のために」の27ページ以下で啓発しております。

(局長) 冊子「障害者の雇用のために」30ページにアビリンピックを紹介しておりますが、県の取組として、平成26年の技能五輪とアビリンピック全国大会の誘致をする予定で、来年度に開催の構想を策定し、本県で開催されるよう働きかけていきます。

(委員) 障害者法定雇用率未達成企業に対しては、個別企業への働きかけをしているのか。障害者を採用する際の問題点など実際の雇用に対するアドバイスをしていかないと障害者雇用率が上がってこない。

(事務局) 個別に指導するのは、愛知労働局やハローワークが中心となって実施しており、県では、集団指導として「障害者雇用促進トップセミナー」を実施し、障害者雇用の考え方や理念などの指導を行っており、障害者を雇用している企業の事例も紹介するなどの取り組みをしております。

平成20年12月に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により、「障害者雇用納付金制度」の対象とする企業が、現在の常用労働者301人以上から段階的に常用労働者101人まで対象を広がります。さらに平成20年度第1次、第2次補正予算により、中小企業に対する「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間及び助成金の増額をしております。

こうした動きを受け、県としては「緊急雇用創出基金事業」を活用した事業を計画しており、内容は職場実習など受入の意向、障害者を雇う場合の問題点など、個別に状況把握するとともに障害者雇用の啓発を行う、中小企業を対象としたアンケートを考えております。

(委員) 一般の障害者就職面接会における就職率が低いですが、これは就職希望者に比べて求人数が少ないのか。就職面接会への参加企業には、どのような働きかけを行っているのか。

(事務局) 就職面接会は、健常者の企業説明会と異なり、事前に障害者の就職希望者から面接希望する企業との組合せを作成するなどの工夫をしております。

一般就職面接会に参加される方は、重度障害者の方や中高年者の障害者の方も多く参加されますが、企業の方は若い人などを求めていることもあります。

企業には、労働局と連携して実施しておりますので、ハローワークから障害者未達成企業を始め各企業に面接会への参加を呼びかけております。

(3) 事務局から報告事項「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正等について」資料2から資料4により説明し、その後、意見交換に入った。

[主な意見]

(会長)「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」は、重度障害者の方を雇った場合、2人としてカウントをするのか。納付金はいくらか

(事務局)「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」は、障害者雇用を経験したことのない事業主が、重度とか軽度に関係なく初めて雇用した場合に支給される奨励金です。

(会長)障害者雇用納付金制度は、雇用する労働者201人以上の事業主に拡大された場合、納付金の額はどのくらいか。

(事務局)障害者雇用納付金は、施行から5年間は4万円となります。

(委員)零細企業に働いている障害者も多いが、健常者の障害者に対する理解が不足しているため、障害者がどう思って働いているか。働いている状況をみていただきたい。

(事務局)障害者の方が働く場合、どういう問題があり、どういう状態なのか、しっかりと把握していく必要があると考えております。

中小企業における障害者雇用優良企業については、商工会議所などに照会して知事表彰を行うとともに、啓発冊子「障害者の雇用のために」に掲載し、紹介しております。

(4) その他として「愛知県緊急産業雇用対策」の概要を説明